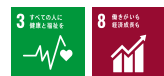


マテリアリティ9

従業員の健康と安全



重要と考える理由

従業員の健康と安全は、企業活動の根幹をなすものです。そして健康と安全を確保するためには、従業員が自らの健康と安全の大切さを理解して、各種健康診断、安全衛生教育、リスクアセスメントなどの健康安全諸活動に対し、自主的に参画するような仕組みづくりや職場環境の形成を図る必要があります。

コミットメント

ニコングループは、2023年3月に制定した「ニコングループ健康安全方針」の中の「ニコングループ健康安全宣言」に、派遣会社や請負会社の社員も含め、ニコングループで働くすべての人が健康で安全で、心の豊かさを感じて働ける職場づくりを行っていくことを表明しました。

2024年は方針制定2年目になり、ニコングループで働くすべての人の健康と安全に関わるさまざまなリスクを確認の上、健康安全諸活動を遂行していきます。

執行役員
経営管理本部長
葛西 洋一

【活動方針】

■ ニコングループ健康安全方針

従業員の健康と安全

基本的な考え方

ニコングループでは、企業の根幹となる従業員の健康と安全を確保することが、従業員の生産性向上にもつながると考えています。このため、派遣会社や請負会社の社員を含めニコングループで働くすべての人の健康と安全を脅かすリスクの排除・低減は、最優先で執り行うべき重要課題です。2023年3月、中央健康安全会議において「ニコングループ健康安全方針」を定め、この考えを健康安全宣言として方針の中で表明しました。

ニコングループ健康安全方針

■ 健康安全宣言

ニコングループで働くすべての人が健康と安全、そして心の豊かさを感じて働ける職場環境をつくります。その上で、一人ひとりが意欲的・自発的に業務に取り組み、ニコングループが掲げる「人と機械が共創する社会の中心企業」の実現を目指していきます。

■ 重点項目

- 1. 従業員の健康の保持・増進(ヘルスリテラシーの向上)**
従業員が心身の健康の大切さを自覚し、自身の健康チェックや健康の保持・増進について積極的に取り組みます。
- 2. 法令順守、安全管理の徹底による労働災害の抑止**
責任管理体制の下での巡視活動、作業リスクアセスメント、従業員の危険感受性を養う安全教育や啓発活動などの措置活動を行います。
ニコングループ各地域の安全活動、災害事例を共有化し、再発防止策のグローバル展開を図ります。
- 3. 対話による活力ある職場環境づくり(コンフォート、コミュニケーションの向上)**
お互いを理解しあい、信頼と連帯感を深め、快適で働きがいを実感できる職場環境をつくります。

戦略

リスク

労働災害や従業員の心身の疾患による労働損失は、関係職場への負荷の増大や偏重につながり、他の従業員のメンタル不調や新たな災害を招きかねません。その結果、さらなる生産性の低下や社会的信用を失うことにもなります。

機会

従業員が各種健康診断や産業保健スタッフによる保健指導と各教育・セミナーを通して自身のヘルスリテラシーを向上させた上で、健康づくりイベント、リスクアセスメント、巡視活動などの健康安全諸活動に自主的に参画することで、事業計画の遂行およびその向上につながると考えます。

戦略

ニコングループでは、中期経営計画で示している「2030年のありたい姿」の実現をめざして「ニコングループ健康安全方針」を制定し、国内外のグループ従業員に周知、浸透させています。そしてこの方針に唱える「すべての人が健康と安全、こころの豊かさを感じて働ける職場環境をつくる」ことは、ニコングループの人的資本経営の3

つの柱である人材の「獲得」「育成」「活躍」を実施する上での必須要素でも考えています。

ニコングループ健康安全方針では、従業員が心身の健康の大切さを自覚し、自身の健康チェックや健康の保持・増進について積極的に取り組むこととしています。そして、お互いを理解し合い、信頼と連帯感を深め、快適で居心地が良く、安全で働きがいがある職場環境の形成をめざしています。

本方針では、3つの重点項目を掲げています。さらに「健康安全活動」において、各重点項目の達成基準と具体的な対応の施策例を表明しています。その上で、これらを念頭に実施されたヘルスリテラシーや安全衛生教育等の諸活動を通して、従業員の自発的な取り組みを醸成しています。また、国内事業所やグループ会社で実施した活動、教育などについてヒアリングを行い、好事例については国内外グループ会社に水平展開しています。

2023年度は、これらの諸活動や従業員の自発的な取り組みにより、各重点項目の達成基準をすべてクリアしました。引き続き2024年度においても、確実に達成すべく、具体的な施策例を挙げて対応していきます。

● 健康安全活動 ～2030年のありたい姿の実現をめざして～

2023年度	達成基準	施策例
重点項目1	国内ニコングループの定期健康診断有所見率平均を全国平均*以下とする *2023年に実施した定期健康診断結果は、厚生労働省発表2022年全国平均値と比較	①健康診断後の産業保健スタッフによる保健指導、受診勧奨 ②新規採用者を含めた従業員へのヘルスリテラシー教育(雇入れ時) ③健康の保持・増進に関する啓発活動 ④国内グループ会社へ35歳ヘルスアップセミナー参加呼びかけ
重点項目2	ニコングループの業務起因性、業務遂行性の高い労働災害の発生を通期で60件以下に抑える	①責任管理体制のもとでの巡視活動(最低月1回以上) ②リスクアセスメント実施(新規導入、災害発生時) ③従業員の危険感受性を養う安全教育や啓発活動などの措置活動 ④構内請負業者への健康安全・災害リスク情報の共有(月1回以上) ⑤安全活動、災害事例の共有化および、再発防止策のグローバル展開(四半期ごと) ⑥化学物質による労働災害防止のための新たな規制対応
重点項目3	ニコンのストレスチェックの集団分析に基づき、ラインケア教育を通して、職場環境の改善を図る	①高ストレス者に対する産業医との面談勧奨、集団分析の実施 ②ラインケア教育の実施 ③職場上長からの要請も考慮した、個別カウンセリングの実施 ④対話・コミュニケーションの啓発
2024年度	達成基準	施策例
重点項目1	国内ニコングループの定期健康診断有所見率平均を全国平均*以下とする *2024年に実施した定期健康診断結果は、厚生労働省発表2023年全国平均値と比較	①健康診断結果に伴う、保健指導や受診勧奨後の確認 ②新規採用者への自己保健義務の啓発とヘルスリテラシー教育 ③健康の保持・増進に関する啓発活動 ④国内グループ会社による35歳ヘルスアップセミナーへの参画 ⑤食生活改善、運動習慣定着等の生活習慣に関する活動 ⑥生産性低下防止教育実施(睡眠、肩こり、腰痛等、アルコール依存症、花粉症、眼精疲労、その他) ⑦療養後の産業医による確認および就業制限などの健康配慮 ⑧労働時間の状況確認(時間外労働時間管理) ⑨健康保険組合との連携(保健・看護スタッフとの課題共有)
重点項目2	ニコングループにおける業務起因性、業務遂行性の高い労働災害を通期で60件以下に抑える	①関係法令の遵守状況の自主確認およびコーポレート部門によるアセスメント ②化学物質の定期的モニタリングおよびコーポレート部門によるアセスメント ③新規設備導入時のリスクアセスメント、作業リスクアセスメントの実施およびコーポレート部門の確認 ④責任管理体制のもとでの巡視活動 ⑤従業員の危険感受性を養う安全教育や啓発活動などの措置活動 ⑥構内請負業者への健康安全・災害リスク情報の共有 ⑦安全活動、災害事例の共有化および、再発防止策のグローバル展開 ⑧新たに施行される化学物質の管理、法令に則った活動の展開
重点項目3	ニコンのストレスチェックの集団分析に基づき、ラインケア教育を通して、職場環境の改善を図る	①ストレスチェック受検率向上 ②高ストレス者に対する産業医との面談勧奨、集団分析の実施 ③ラインケア教育の実施 ④職場上長からの要請も考慮した、個別カウンセリングの実施 ⑤対話・コミュニケーションの啓発 ⑥女性の健康課題に関する教育(男性社員も参加) ⑦新規採用者へのカウンセリング ⑧精神科医・心療内科医、臨床心理士によるメンタルヘルスケア ⑨病気と就労についての両立支援相談

ガバナンス

中央健康安全会議

法令に定める事業所安全衛生委員会とは別に、会社独自に安全および衛生に関する重要事項についての最高調査審議機関として、「中央健康安全会議」を設置、開催し、ニコンとしての意思決定をしています。

中央健康安全会議は、執行役員である経営管理本部長が委員長、人事部長と各製作所長が会社側委員、ニコン労働組合の中央執行委員長と各組合執行委員が従業員側委員として構成されています。またオブザーバーとして、生産系グループ会社社長とニコン健康保険組合常務理事も出席し、情報共有しています(ニコン労働組合とは労働協約第11章第57条「安全及び衛生」において「会社及び組合は安全及び衛生に関し、必要あるときは協議する」と取り決めを行っています)。

中央健康安全会議では、定期健康診断、長時間労働による健康診断、ストレスチェックなどの実施状況、ニコングループ内の労働災害の発生状況(事業所別、事故の型別、属性別に分析)などの評価・検証を行っています。その上で、ニコングループ健康安全方針に基づく次年度の「健康安全活動」(達成基準、施策例)を審議・承認し、国内外ニコングループに展開。各事業所では、事業所の業務内容、生産設備などの状況に応じた活動計画を作成し、実行しています。

なお、中央健康安全会議で承認された方針・活動などの内容は、経営委員会メンバーなどからなるサステナビ

リティ委員会で報告されています。

ニコン健康安全担当者連絡会

本社および各製作所の健康安全スタッフが参画して、隔月で実施。災害発生事例とその対策、安全衛生教育や巡視活動などについて共有を図っています。

ニコン健康管理ミーティング

本社および各製作所の保健看護職が参画して、四半期ごとに実施。各健康診断実施状況やその事後措置、長時間労働による健康診断の実施状況の共有化を行っています。また、ニコン健康保険組合との情報・課題の共有を最低、年に一度行っています。

国内グループ会社健康安全連絡会

国内グループ会社の健康安全担当者(含む管理者)が出席して半年ごとに連絡会を実施。ニコンにおける健康診断の実施や有所見の状況、休業状況、ストレスチェックの実施や高ストレス者の状況、長時間労働者の健診状況、グループ内での災害発生の状況、法令調査、法改正等の情報共有や注意喚起を行っています。また、ニコン健康保険組合も同席し、健保情報の共有を図っています。

国内ニコングループの各事業所では、労働安全衛生法令や「ニコン安全衛生管理規程及び関係規則」に基づき、さまざまな健康安全諸活動を行っています。これらは連絡会を通して、相互に情報共有を行うとともに、適時水

平展開を行っています。

リスク管理

従業員の健康と安全に関するリスクについては、以下の調査活動などを通じて改善を図っており、中央健康安全会議でも報告されています。

なお、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格の認証は、ISO 45001を仙台ニコンおよびNikon (Thailand) Co., Ltd.(タイ)が各々取得しています。

法令調査

全製作所と国内生産グループ会社を対象に、人事部健康安全課が工務管理部門と環境管理部門と合同で、実地調査を実施。指摘事項がある場合、改善報告書の提出を義務付けています。実地調査の結果および改善状況については、毎年、監査等委員に報告しています。

化学物質の使用開始について

新規で化学物質を使用する場合には、リスクアセスメントの実施を義務付けています。SDSによる法令の確認や、作業環境管理(局所排気装置の設置なども含む)、作業管理(保護具の使用確認も含む)の確認を、使用部門がセルフチェックを行い、担当部門がその確認を行っています。最終的には、製作所では製作所長の承認が得られないと当該の化学物質の使用開始ができないシス

テムとなっています。

化学物質管理調査

全製作所を対象に、化学物質の管理や使用状況について、人事部健康安全課が実地で確認を行っています。2024年度は、生産グループ会社も実施する予定です。

作業リスクの確認

例年、災害発生頻度が高い業務工程や事故の型を対象に国内ニコングループ全体で実施しています。2023年度は、機械設備の使用時・メンテナンス時における「切れ・こすれ」「はさまれ・巻き込まれ」などの災害リスクのある業務工程、約900件を確認しました。そして措置の強化およびリスクアセスメントの全体共有を行ったことにより、当該の災害発生は低減しました。2024年度は、物品のハンドリング業務*における「はさまれ・巻き込まれ」「動作の反動・ムリな動作」のリスク確認を重点的に行っていきます。

* 国内ニコングループにおける、2023年度の業務起因性・業務遂行性の高い災害は、29件。そのうち、13件が物品のハンドリング業務にて発生。

巡視

各事業所では、総括安全衛生管理者が労働災害の抑止活動の一環として、定期的な巡視活動を率先垂範して対応しています。そして、巡視での指摘事項および措置状況は、法定で実施する事業所安全衛生委員会に情報共有されています。

業務災害および業務事故発生時の対応

国内グループ会社で災害が発生した場合、人事部健康安全課へ報告、さらに重篤な災害が発生した場合は、速やかに担当役員にエスカレーションするルールとしています。

災害発生職場では、職場安全衛生会議を行い、「災害発生報告書」を作成し、各事業所の健康安全スタッフを介して事業所の長に提出します。

また業務起因性・業務遂行性の高い業務災害や業務事故が発生した際は、再発防止対策をまとめた「労災措置確認シート」と「作業リスクアセスメント(修正版)」を対策完了後に提出します。提出された報告書等は、人事部健康安全課にて最終確認を行った後、社内のポータルサイトに共有されています。

指標と目標

指標と目標 (達成年度)

定期健康診断有所見率(国内ニコングループ):前回国平均*1以下(毎年度)

▶ 2023年度

計画

2022年全国平均57.3%以下

- ・産業保健スタッフによる保健指導・受診勧奨
- ・健康教育

実績

定期健康診断における有所見率(ニコン):48.7%

▶ 2024年度

計画

2023年全国平均以下

- ・産業保健スタッフによる保健指導や受診勧奨
- ・健康教育
- ・時間外労働時間の把握

*1 厚生労働省が公表する製造業の全国平均値

指標と目標 (達成年度)

業務起因性、業務遂行性の高い労働災害件数:60件以下(2025年度)

▶ 2023年度

計画

1. リスクアセスメント
2. 安全教育
3. 健康安全情報の共有

実績

業務起因性、業務遂行性の高い労働災害件数52件(国内29件、海外23件)

▶ 2024年度

計画

1. リスクアセスメント
2. 安全教育
3. 健康安全・災害リスク情報の共有

指標と目標（達成年度）

ストレスチェック高ストレス者率(ニコン): 前回全国平均*2以下(毎年度)

▶ 2023年度

計画

2022年全国平均15.0%以下

- ・個別カウンセリング
- ・メンタルヘルス教育

実績

ストレスチェック高ストレス者率: 13.5%

▶ 2024年度

計画

2023年全国平均14.8%以下

- ・個別カウンセリング
- ・メンタルヘルス教育

*2 ストレスチェック委託業者が公表する全国平均。

主な取り組み

安全管理水準の向上(国内)

安全衛生教育

例年通り、労働安全衛生法に則った雇入れ時教育をはじめとして、職長教育や有機溶剤業務従事者教育などの特別教育を計画通りに実施しました。加えて2023年度は、化学物質管理者の選任義務化(2024年度より施

行)に適應するため、外部コンサルタントによる講習会を実施しました。

各事業所では、BCM(事業継続マネジメント)実施要領に基づく避難訓練、安否確認訓練や普通救命講習の実施および地域の警察署の指導による交通安全教育などを計画的に行っています。これらの活動は、日頃から労働災害、安全教育などの情報を共有している、構内請負会社の社員にも参加を呼びかけて、実施しています。

● 国内ニコングループでの主な教育やセミナーの受講者数

名称	受講者 ()内: 構内請負業務従事者
雇入れ時安全衛生教育	689名
安全衛生基本教育(転倒災害、熱中症予防などの啓発セミナーを含む)	551名(5名)
リスクアセスメント、レーザー安全、危険体感教育、フォークリフト技能教育など	940名(76名)
職長教育	122名(5名)
有機溶剤作業主任者教育、有機溶剤業務従事者教育などの受講者	108名
化学物質管理者講習会、保護具着用管理責任者講習会の受講者	106名(6名)
健康づくりイベント、ラインケア講習など	3,060名(18名)
全国安全週間、全国労働衛生週間などにおける特別巡視	257名
交通安全講習会	3,845名(14名)
避難訓練、初期消火訓練、ガス漏洩訓練、普通救命講習など	1,193名(82名)

健康安全表彰

国内ニコングループでは、教育やアセスメントによる安全管理水準の向上に努めるとともに、健康安全活動に

優れた個人や部門に対する表彰制度を設け、従業員の意識高揚や職場の活性化を図っています。

安全管理水準の向上(海外)

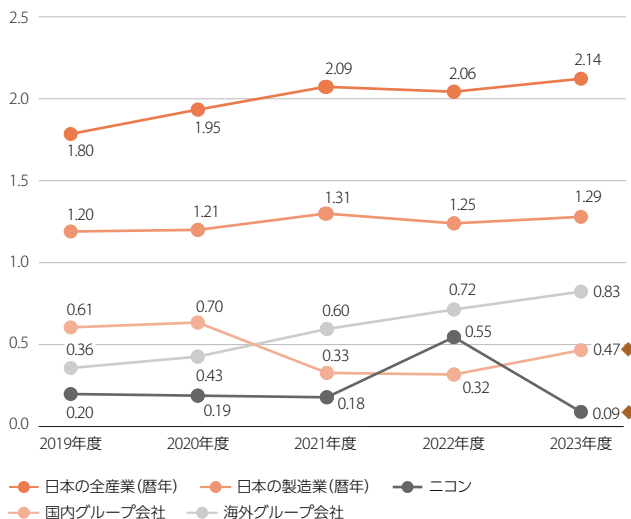
海外グループ会社では、各国の法令に従い、各社で健康安全管理体制を構築の上、労働災害の抑止に取り組んでいます。ニコンでは、半期末、年末に海外グループ会社における労働災害の発生状況を確認し、対策の要請や国内ニコングループの災害事例と再発防止策の情報共有を行っています。

2023年度の海外グループ会社の業務災害は、全体で33件発生(うち「転倒、転落」などの休業災害が18件発生)しました。業務起因性・業務遂行性の高い災害については、23件発生しており、国内ニコングループでも見られる「切れ・こすれ」「はさまれ・巻き込まれ」災害の発生が目立ちました。

特に、「切れ・こすれ」の事故(通院を要しなかった軽微なケガ)も頻発した海外現地法人においては、ワークショップを開催し、発生場所、業務工程、起因物などを確認の上、適切な作業手順やルールの見直しを図ろうとしている事業所もあります。

ニコングループの労働災害状況

● 休業災害(1日間以上)度数率*の推移



* 度数率: 100万のべ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。
 ※1 2023年度の国内グループ会社は、連結子会社17社、非連結子会社1社、関連会社4社の計22社が対象。
 ※2 2023年度の海外グループ会社は、53社が対象。度数率は、のべみなし労働時間から算出。
 ◆: データ集において、第三者保証を受けている数値。

● 業務起因性・業務遂行性の高い労働災害件数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ニコングループ	29	19	21	27	52

※ 2022年度までは、国内ニコングループのみの値。2025年度までの達成目標: 60件以下。2023年度の国内グループ会社は連結子会社17社、非連結子会社1社、関連会社4社の計22社、海外グループ会社は53社が対象。

● 休業災害(1日間以上)強度率*

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日本の全産業(暦年)	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
日本の製造業(暦年)	0.10	0.07	0.06	0.08	0.08
ニコン	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00◆
国内グループ会社	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00◆
欧州グループ会社	0.06	0.04	0.08	0.03	0.06
米州グループ会社	0.01	0.00	0.00	0.00	0.01
アジア・オセアニアグループ会社	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ニコングループ(合計)	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

* 強度率: 1,000のべ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。
 ※1 2023年度の国内グループ会社は、連結子会社17社、非連結子会社1社、関連会社4社の計22社が対象。
 ※2 2023年度の海外グループ会社は、53社が対象。強度率は、のべみなし労働時間から算出。
 ※3 [0.00] は、小数点第3位において四捨五入しても小数点第2位に満たないもの。
 ◆: データ集において、第三者保証を受けている数値。

事業パートナーとの取り組み

ニコングループでは、守衛スタッフや食堂スタッフなどの構内請負会社との連絡会や、常駐工事業者などとの安全衛生協議会を通じて、情報の共有および交換を行い、事業所で働くすべての人々の健康と安全の確保に努めています。

また、調達先に対しては、取引基本契約の中で安全管理についての項目を含むRBAの行動規範に準拠した「ニコンCSR調達基準」の遵守を要請しており、その調査や監査において、状況を調達部門が確認しています。

CSR調達の推進 → p.110

従業員の健康の保持・増進

ニコンでは、定期健康診断後の産業保健スタッフによる入念な保健指導のほか、禁煙活動の推進、キャリア採用含めた新規入社者全員へのカウンセリング、ヘルスリテラシー教育を実施しています。また、運動習慣比率の向上やメンタルヘルスのセルフケアを狙いとして、例年実施している「35歳ヘルスアップセミナー」の受講対象をグループ会社従業員にも拡張。さらに従業員の自発的な健康の保持・増進の契機となるウォーキング大会、事業所の特色を活かした健康づくりイベントの開催を行っています。

長時間労働者については、法定以上の基準を設けて管

理しています。具体的には、時間外労働が40時間以上に到達した従業員は、健康状態調査書を提出。併せて所属上長からも、上長からみた対象従業員の健康状態や今後の仕事への負荷軽減策などを記入した上長意見書を提出します。産業医は、提出された健康状態調査書と上長意見書を全件確認の上、必要な従業員に面談を実施しています（希望者は、全員面談可能）。そして、1カ月80時間以上、複数月平均80時間以上、2カ月連続60時間以上に到達した従業員は、全員に産業医面談を義務化しており、長時間労働による疲労・ストレスの蓄積がないか、確認を行っています。

また、ニコンでは、メンタルヘルス不調者への対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた「こころの健康づくり計画」を策定しています。2023年度、ストレスチェックは新職業性ストレス簡易調査票に移行し、ワークエンゲージメントの調査を行うとともに、前年同様に集団分析を実施し、職場へのフィードバックを行っています。長時間労働における健康診断や復職支援では、管理監督者に対する産業保健スタッフとの個別協議や指導によるラインケアの向上を図りました。

なお、定期健康診断実施後の産業保健スタッフによる保健指導、ヘルスリテラシーを高める教育、女性の健康管理に関する教育さらに禁煙活動の取り組みが評価され、2024年3月に「健康経営優良法人 2024」に認定されました。

※2023年度健康診断受診率は昨年に引き続き100%（除く：休業者等）。

● ニコンにおける定期健康診断主要指標

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
定期健康診断有所見率*	50.0%	47.9%	48.7%	49.2%
喫煙率	16.4%	15.8%	15.6%	15.2%
運動習慣比率	20.8%	23.5%	22.4%	22.3%

* 有所見率：会社による健康診断の受診者数に対する有所見者の割合。有所見者とは、健康診断において医師の診断が「異常なし」以外の者を指す。

